

(仮称) 大磯町リサイクルセンター整備及び運営事業 主要な契約条件

1 基本協定

1-1 特別目的会社の設立

- ・ 構成員は、本事業の業務の一部である本施設の運營業務を担当させるために、事業会社たる特別目的会社を株式会社として設立する。
- ・ 特別目的会社の設立及び運営に関し、特別目的会社の株主が締結する株主間契約が、次の各号に定める事項を満たすこと。
 - (1) 特別目的会社の本店住所地为神奈川県中郡大磯町内とすること。
 - (2) 特別目的会社の担当する業務は、本施設の運營業務及び基本契約において特別目的会社が担当すべきとされるその他の業務とすること。
 - (3) 特別目的会社の設立に当たり、全ての構成員が出資を行うこととし、構成員以外からの出資は認めない。
 - (4) 民間事業者の代表企業の議決権付普通株式の保有割合については 50%を超えるものとする。
 - (5) 特別目的会社の資本金額は金 3,000 万円以上とし、運営期間を通じてこれを維持すること。
 - (6) 特別目的会社の定款において、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 326 条第 2 項に従い監査役並びに会計監査人の設置を定め、会計監査人の監査を受けた財務書類を町に提出すること。
 - (7) 特別目的会社の株主は、町の事前の書面による承諾なくして特別目的会社の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこと。

1-2 談合その他不正行為による解除

- ・ 談合その他の不正行為が生じた場合、事業契約が解除されるか否かに関わらず、優先交渉権者は、町に対して、賠償金として工事請負契約に定める工事請負費及び運営委託契約に定める運営委託費の総額（固定費と変動費の総額。）の合計額の 10 分の 2 及びこれに対する不正行為該当時の直後に到来する又は到来する予定であった運営委託費の支払日の翌日から当該賠償金の支払を完了した日までの期間の日数に応じ、遅延日数 1 日につき契約金額の 1000 分の 2 に相当する金額を支払わなければならない。

2 基本契約

2-1 事業者間の役割分担

- ・ 本事業の実施において、民間事業者は、それぞれ、次の各号に定めるそれぞれの役割及び業務実施責任を負う。
 - (1) 本施設の設計及び施工は、工事請負事業者が町からの発注を受けて、これを行う。

- (2) 本施設の運転業務及び維持管理業務は、特別目的会社が自らの従業員若しくは構成企業からの出向者等により行うか、又は特別目的会社からの委託により構成企業が行う。
- (3) 本施設で発生する運搬業務は、構成企業又は協力会社たる運搬事業者が行う。
- (4) 民間事業者間の調整は、特別目的会社が行う。

2-2 事業日程

- ・ 本施設の設計・施工期間は、工事請負契約の締結の日から、平成 30 年 3 月末日までとし、本施設の引渡日は平成 30 年 3 月末日までとする。ただし、工事請負契約の規定により変更できるものとする。
- ・ 本施設の運営に係る業務を行う期間は、平成 30 年 4 月 1 日から平成 50 年 3 月末日までとする(当該期間を「運営期間」といい、運営期間の末日を「運営完了日」という。)。ただし、運営委託契約の規定により変更できるものとする。
- ・ 本事業の事業期間は、基本契約締結の日から運営完了日までとする。
- ・ 本施設の引渡日が平成 30 年 3 月末日より遅れるときは、これに従い運営期間の開始日も変更されるものとする。

2-4 談合その他不正行為による解除

- ・ 談合その他の不正行為が生じた場合、事業契約が解除されるか否かに関わらず、構成企業は、町に対して、工事請負契約に定める請負代金額及び運営委託費(固定費及び変動費の総額。変動費は計画処理量に基づき算出する。)の総額の合計額の 10 分の 2 に相当する額の賠償金及びこれに対する不正行為該当時の直後に到来する又は到来する予定であった運営委託費の支払日の翌日から当該賠償金の支払を完了した日までの期間の日数に応じ、遅延日数 1 日につき契約金額の 1000 分の 2 に相当する金額を支払わなければならない。

3 工事請負契約

3-1 履行保証

- ・ 工事請負事業者は、請負代金の総額の 10 分の 1 に相当する金額以上の金額の契約保証金又はこれに代わる担保を町に差し入れる。
- ・ 工事請負事業者が、本契約に基づいて町に対し損害金、賠償金又は違約金を支払うときは、町は、前項に規定する契約保証金又はこれに代わる担保等をもって、これに充当するものとし、なお不足があるときには追徴するものとする。

3-2 試運転

- ・ 試運転(予備性能試験及び引渡性能試験を含むは、契約締結日から履行期間までに行うものとし、要求水準書に定められたところに従って実施するものとする。
- ・ 工事請負事業者は、引渡性能試験の実施前までに工事目的物に係る運転マニュアルその他のマニュアルを作成し、町に提出するものとする。

- ・ 工事請負事業者は、本事業の運営事業者の従業員等の習熟訓練のため、試運転に係る業務に運営事業者を参加させて行う。
- ・ 試運転のための処理対象物の搬入は、町が行う。
- ・ 町は、試運転により得られた資源物等及び処理不適物(いずれも要求水準書に定める意味を有するものとする。以下、本条において同じ。)について、指定された要件を満足することを確認後、工事請負事業者が町の指定する場所まで運搬するものとし、運搬された資源化物等は町の責任において処理又は処分を行う。
- ・ 工事請負事業者は、指定された要件を満足しない資源化物等については、再度処理を行うことができるものとするが、当該再度の処理によっても指定された要件を満たさないものについては、工事請負事業者の責任において適切に処理・処分を行う。
- ・ 可燃ごみ中継施設については、工事竣工から供用開始までの期間においても運転を行い、平塚市環境事業センターへの搬出を継続して行うこと。

4 運営委託契約

4-1 契約保証金

- ・ 運営事業者は、運営委託費の年額（固定費と変動費の総額。変動費は計画処理量に基づき算定する。）の10分の1に相当する金額の契約保証金又はこれに代わる担保を町に差し入れる。
- ・ 運営事業者が、本契約に基づいて町に対し損害金、賠償金又は違約金を支払うときは、町は、前項に規定する契約保証金又は、これに代わる担保等をもって、これに充当するものとし、なお不足があるときには追徴することができるものとする。

4-2 運営委託費の支払

- ・ 運営事業者は、月間のリサイクル施設の処理対象物の搬入量に変動費単価、可燃ごみ中継施設の処理対象物の搬入量に変動費単価、各運搬先への可燃ごみ及び資源物等の運搬量に運搬単価をそれぞれ乗じた金額の総和(1円未満切捨て)に固定費を加算した金額を以下の算定式に従い算定し、当該翌月月初から5営業日以内に、月報に記載して、町に通知するものとする。

運営委託費＝固定費＋[変動費(リサイクル施設の変動費単価(円/処理対象物 t)×当該月の処理対象物の搬入量(t)＋可燃ゴミ中継施設の変動費単価(円/処理対象物 t)×当該月の処理対象物の搬出量(t)＋各運搬先への可燃ごみ及び資源物等運搬単価(円/運搬量 t)×当該月の可燃ごみ及び資源物等の運搬量(t))]＋消費税及び地方消費税相当額

- ・ 町は、前項の通知の受領の翌日から5営業日以内に、前項の月報を確認し、要求水準等を満足しているか否かにつき運営事業者に通知するものとする。運営事業者は要求水準等達成とされたときは、当該金額の請求書を町に提出するものとする。

- ・ 町は、運営事業者からの運営委託費に関する請求書を受領後、30日以内に、運営委託費を運営事業者の指定した銀行口座に入金するものとする。
- ・ 町において、運営事業者の通知してきた処理対象物の搬入量が確認できないときは、町と運営事業者とで協議を行い、運営委託費の金額を確定するものとする。
- ・ 町及び運営事業者は、消費税を除く国内企業物価指数の総平均の変動率が3%以上となった場合、相手方に対して固定費及び変動費単価の見直しを申し入れることができるものとする。
- ・ 前項に定める場合のほか、町及び運営事業者は、各事業年度の10月に翌事業年度の固定費及び変動費について協議を行うことができるものとする。

4-3 事業期間終了時の取扱い

- ・ 町は、契約期間終了の3年前までに、契約期間終了後の本施設の取扱いについて運営事業者に申し出ることができる。
- ・ 運営事業者は、前項に基づき町から要請があった場合には、事業実施計画書及び年度実施計画書の見直しを行うものとする。かかる見直しの結果、町及び運営事業者が、事業実施計画書において予定されていた補修工事を取りやめることにつき合意した場合は、町及び運営事業者間の協議に基づき、運営委託費はこれに応じて合理的な範囲で減額されるものとする。
- ・ 町は、運営期間終了後も本施設を稼働させる場合は、運営期間終了の日の3年前以降の期間において、運営期間終了後の本施設の運営方法について検討するものとする。
- ・ 運営事業者は、前項の検討において町に協力するものとし、これに資する資料の提供、運営期間終了後の町又は町が指定する第三者による業務の引継ぎを可能とするため、以下の業務等を行うものとする。

(1) 本施設の運転管理、維持管理及び補修に必要な書類等の整備及び提出(図面、維持管理・補修履歴、トラブル履歴、取扱説明書、調達方法及び調達費用の内訳書等)

(2) 事業終了時における本施設の維持管理補修計画の立案、町との協議等、必要な協力の実施

(3) 町又は町が指定する第三者への協力業務(引継ぎ等を含む)

- ・ 前項に加えて、運営事業者は、工事請負事業者である本施設に破碎設備を納入する企業をして、町に対して、特殊部品等の提供を含めた技術的協力を行わせるものとする。
- ・ 運営事業者は、本施設が契約期間満了時において、引き続き5年間は本件性能要件を満たしながら運転できる状態にて、町に明け渡す。
- ・ 運営事業者は、前項に規定する本施設明渡し時の性能要件の満足を確認するため、第三者機関による本施設の検査を自己の費用で実施するものとし、町の確認を受けるものとする。
- ・ 運営事業者は、運営期間終了後1年間に本施設に関して本件性能要件の未達が発生した場合は、運営事業者は、町を選択により、自己の費用により改善等必要な対応を行い、又は町が必要な対応を行うために要する費用を負担する。ただし、本件性能要件の未達の発生が、運営事業者の運営(運転、維持管理・補修等)に起因しない場合は、この限りではな

い。

- ・ 前項の対応を実施するため、運営事業者は、この契約後1年間は解散してはならない。ただし、前項の対応を行う義務を町が認める者に引き受けさせたときはこの限りでない。
- ・ 明け渡し時のその他の条件は、町と運営事業者の協議により定める。

4-4 違約金

- ・ 町は、運営事業者の帰責事由により本契約が解除された場合、運営事業者に対して損害賠償の予定として違約金を請求することができる。違約金は、残期間における運営委託費の総額（固定費と変動費の総額。変動費は計画処理量に基づき算定する。）の10分の1に相当する金額又は各事業年度において適用される運営委託費（同上）の当該事業年度における総額の2分の1に相当する金額のいずれか大きい額とする。

4-5 その他

- ・ 運営事業者に帰責する事由により事故等が発生し、町又は第三者に損害が生じた場合には、運営事業者はこれを賠償する。
- ・ 町は運営事業者との協議の上、必要に応じて、業務内容等を見直すことができる。

5 運搬業務委託契約

5-1 運搬業務の実施

- ・ 運搬事業者は、運営期間中、本契約、運搬契約及び要求水準書に基づき、可燃ごみ及び資源物等の運搬業務を行う。
- ・ 運搬事業者による可燃ごみ及び資源物等の運搬が、無償で又は対価を得て行われる場合は、町は、予め当該運搬事業者との間で締結した運搬契約に基づいて、かかる可燃ごみ及び資源物等の運搬を行うことを確認する。この場合、運搬契約に基づいて運搬事業者を支払われる処理委託費は、運営事業者がこれを負担するものとする。
- ・ 運営事業者は、運搬契約に基づく業務の遂行に関して、町及び運搬事業者の間の連絡その他の調整を行うものとする。
- ・ 運営事業者は、予定していた運搬事業者が操業を中止する等の事態が生ずる恐れがある場合は、直ちに町へ報告すると共に、新たな運搬事業者（以下「新運搬事業者」という。）を確保するものとする。町は、運営事業者が確保した新運搬事業者を承認した場合において、当該新運搬事業者による可燃ごみ及び資源物等の運搬が無償で又は対価を得て行われる場合には、当該新運搬事業者との間で運搬契約を締結するものとする。